

裁判官認印

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書 (和解)

事 件 の 表 示 平成 24 年 (ワ) 第 276 号
期 日 平成 24 年 5 月 28 日 午後 1 時 20 分
場所及び公開の有無 和歌山地方裁判所民事部法廷で公開
裁 判 官 堀 一 策
裁 判 所 書 記 官 小 西 奈 津 き
出頭した当事者等 原告代理人 玉 置 健
原告代理人 浅 野 美 穂
被 告 吉 田 益 夫
指 定 期 日

弁 論 の 要 領 等

原告

訴状陳述

被告

答弁書陳述

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

和歌山県日高郡日高川町三百瀬 962-1

原 告 井 藤 清
同訴訟代理人弁護士 玉 置 健
同 浅 野 美 穂

京都市伏見区醍醐下山口町 7 一言寺団地 A 1-103

被 告 吉 田 益 夫

第2 請求の表示

1 請求の趣旨

別紙請求の趣旨記載のとおり

2 請求の原因

別紙請求の原因記載のとおり

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 小 西 奈 津 き

(別紙)

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、別紙発信者情報目録記載の情報を開示する義務を有することを認める。
- 2 原告は、被告に対する当庁平成23年（ヨ）第77号発信者情報開示仮処分命令申立事件を取り下げる。
- 3 被告は、原告に対し、原告が前項の仮処分命令申立事件について供託した担保（和歌山地方法務局平成23年度金第1089号、20万円）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以上